

島原海湾水先区水先人会 令和6年度事業計画

島原海湾水先区水先人会

水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、会員の指導・連絡及び監督に関する事務を行い、会則第4条に定められた事業を推進する。

1. 重点事業

利用者の信頼に応え得る水先業務の遂行及び会則に定める事業の実施。

2. 各事業

令和6年度は、次の具体的事業を行う。

(1) 適正化事業

- ・会員による水先業務の適正な運営に関する指導及び監督
- ・会員の技術向上及び健康管理など品質管理に関する事業の推進
- ・品質向上に関する各委員会における検討の実施
- ・ユーザー対応窓口の運営による利用者意見の聴取
- ・公益法人会計基準に基づく経理処理体制の整備
- ・日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる事業への協力
- ・水先業務の品質の維持・向上に資することを目的として、検証制度を実施する。
- ・国際クルーズ船におけるコロナ感染予防対応及び、安全な事業活動の確保

(2) 水先人の養成関連事業

- ・水先人会における所要の再教育訓練の実施及び日本水先人会連合会が実施する訓練への参加促進

(3) 業務取次窓口業務

- ・会員のする水先業務の引受けに関する事務の適確な実施
- ・上記事務を行うための引受事務要領の整備
- ・会員のための料金收受事務の適確な実施

(4) その他の事業

- ・水先要請に必要な情報及び本会に関する諸情報の公開

以上